びニ」とあるのは「及びニ（令附則第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第三号中「第七条第一項第一号ハ」とあるのは「第七条第一項第一号ハ（令附則第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附　則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行する。

○経済産業省令第五十四号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月八日

経済産業大臣　西村　康稔

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表（第六条関係）

改正後	
第一類～第七類	［略］
第八類	一～八　［略］ 九　ヘアアイロン カール用ヘアアイロン ストレート用ヘアアイロン
第九類・第十類	［略］
第十一類	一～二十三　［略］ 二十四　身体用保冷パック （医療用のものを除く。）
第十二類・第十三類	［略］

改正前	
第一類～第七類	［略］
第八類	一～八　［略］ ［新設］
第九類・第十類	［略］
第十一類	一～二十三　［略］ ［新設］
第十二類・第十三類	［略］

第十四類	一～三　［略］ 四　身飾品 イヤリング　カフスボタン　貴金属製き章　貴金属製バッジ　ネクタイ留め ネクタイピン　ネックレス ブレスレット　ペンダント　宝石ブローチ　メダル 指輪　ロケット 五～八　［略］
第十五類	［略］
第十六類	一～六　［略］ 七　写真 八～十一　［略］
第十七類～第十九類	［略］
第二十類	一～八　［略］ 九　アドバルーン　犬小屋 うちわ　屋内用ブラインド 懐中鏡　鏡袋　額縁　家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。）　紙タオル取り出し用箱（金属製のものを除く。）　きゃたつ及びはしご（金属製のものを除く。）　工具箱（金属製のものを除く。）　小鳥用巣箱　ししゅう用枠　植物の茎支持具（金属製のものを除く。）　食品見本模型　すだれ　扇子　装飾用ビーズカーテン　タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。）　ついたて　手持ち式旗ざお（金属製のものを除く。）　ネームプレート及び標札（金属製のものを除

第十四類	一～三　［略］ 四　身飾品 イヤリング　カフスボタン　貴金属製き章　貴金属製バッジ　貴金属製ボンネットピン　ネクタイ留め ネクタイピン　ネックレス　ブレスレット　ペンダント　宝石ブローチ　メダル　指輪　ロケット 五～八　［略］
第十五類	［略］
第十六類	一～六　［略］ 七　写真　写真立て 八～十一　［略］
第十七類～第十九類	［略］
第二十類	一～八　［略］ 九　アドバルーン　犬小屋 うちわ　屋内用ブラインド 買物かご　懐中鏡　鏡袋　額縁　家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。）　紙タオル取り出し用箱（金属製のものを除く。）　きゃたつ及びはしご（金属製のものを除く。）　工具箱（金属製のものを除く。）　小鳥用巣箱　ししゅう用枠　植物の茎支持具（金属製のものを除く。）　食品見本模型　すだれ　扇子　装飾用ビーズカーテン　タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。）　ついたて　手持ち式旗ざお（金属製のものを除く。）　ネームプレート及び標札（金属製の